

## 日本学術会議会員候補者6名の任命拒否に強く抗議する会長声明

菅首相は、2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議（以下「学術会議」という。）の新会員について、学術会議が推薦した105名の候補者のうち6名の任命について、理由を全く説明しないまま任期開始直前になって突如拒否した。

学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」て1949年に設立された。それ以降、専門科学者の検討を要する事柄や科学的な事柄に関する、政府や関係機関からの諮問への回答、政府や関係機関への勧告・要望、多くの報告・提言・声明・会長談話の発表（例えば2020年では「情報教育課程の設計指針―初等教育から高等教育まで」「学術とSDGsのネクストステップ―社会とともに考えるために―」「日本における農業資源の潜在力を顕在化するために生産農学が果たすべき役割」「工学システムに対する安心感と社会」「主権者教育の理論と実践」等多数）、世界の学術団体との連携、科学の役割についての世論への啓発など、人文社会科学・生命科学・理工工学の分野横断的に有機的に連携しながら、日本における学術の発展に大きな役割を果たしてきた。

学術会議は、日本学術会議法により、日本の科学者の「内外に対する代表機関」として（2条）、内閣総理大臣の所轄でありながら、政府から独立して政策提言等職務を行う「特別の機関」とされている（3条）。210名の会員によって組織され（7条1項）、会員は特別職の非常勤国家公務員であり、任期は6年間で3年ごとに半数が交代する。交代は、学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦し（17条）、その「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と規定されている（7条2項）。こうした法文の趣旨や規定ぶりに照らせば、研究や業績を適切に評価する能力を持ち合わせていない内閣総理大臣の新会員任命に当たっての裁量権は、仮にあったとしてもそもそもかなり限定的に解釈されなければならない。

現に、学術会議が推薦した候補者が任命拒否された例は、これまで一例もない。現在の推薦・任命制度が導入された1983年5月の国会審議において、中曽根首相（当時）は、学問の自由独立の保障に言及し、専門家集団である学術会議の推薦を尊重し、「政府が行うのは形式的任命に過ぎません。」と明確に答弁し、政府担当者も学術会議が推薦したものは

拒否しないと明確に答弁している。以降日本学術会議法7条2項はあくまで「形式的任命行為」とする政府解釈を前提に運用されてきたものである。政府は、今回の任命拒否について、学術会議の推薦に内閣総理大臣が従わないことは可能とした上で、推薦・任命制度が導入されたときからこの考え方が前提であって解釈変更を行ったものではないとしているが、この説明は、上記経過に反している。内閣が解釈の範囲を逸脱して恣意的な法適用を行うのであれば、それは内閣による新たな法律の制定ともいうべきものであり、国権の最高機関たる国会の地位や権能を形骸化するものである。

今回の任命拒否の理由は、政府が進めてきた、これまで違憲とされてきた集団的自衛権の行使を一部認める安保法制の制定や共謀罪の創設、沖縄の新基地建設等に対し、6名が反対の意思を表明してきたことにあるのではないかとの憶測を呼んでいる。仮に任命拒否の理由が、こうした政府の方針に批判的な研究活動を行った点にあるとすれば、今回の任命拒否は、研究者の研究活動に深刻な萎縮効果をもたらしかねない。

学術会議が政府から独立して職務を行うことが、法文上も明示的に保障されているのは、戦前、あらゆる学問が戦争に動員された反省を踏まえたことによる。学術会議の会員の任命について、時の政権の政治的判断に基づく任命拒否を許すならば、学術会議は政府の御用機関と墮し、日本の学問が再び政治に従属させられることになりかねない。これは科学学術の発展そのものを阻害することにつながり、日本を科学立国たらしめんとする政府の立場とも矛盾し、ひいては国民全体が不利益を受けることになる。

今回の任命拒否に対しては、学術会議が、任命拒否の翌日10月2日付けで、菅首相に対し、任命拒否の理由の説明と6名の候補者の速やかなる任命を求める要望書を提出し、その他多くの科学者団体や法律家団体、文化人、多くの市民が抗議の声を上げている。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士組織として、日本学術会議法の趣旨に反するこの度の任命拒否に強く抗議する。

2020年(令和2年)10月26日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁子

